【看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に対する計画書】

			計 画										
未	次 次 · 評 個		4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月										
1.看護職員と他職種との業務分担													
(1) 薬剤師													
○病棟薬剤の在庫管理	A → はたかはた プシムー → ・、・フ												
○他科持参薬管理													
○薬剤情報の周知	採用薬剤の変更、新規採用等の資料を作成し周知を図っている								-				
○救急当番日(土・日・祝)日直者1名配置	土・日・祝のみ病棟看護師の負担軽減のため実施している								-				
○薬剤管理指導、退院時の服薬指導	薬剤師が行っている								-				
○定期薬、臨時薬の払い出し	薬局職員増員に伴いH29年6月より各病棟への払い出しを行っている								-				
○点滴内容シールの作成	以前は看護師が行っていたが、H29年10月より薬剤課で実施している								-				
(2) 作業療法士													
○拘縮予防、筋力低下予防運動、転倒予防、歩行訓練等の身体機能訓練・嚥下機能訓練	作業療法士が病棟又は作業療法室にて行っている								-				
○作業療法途中退席時の病棟への付き添い	作業療法中途中退席時には、病棟まで付き添っている								-				
○エレベーター移動時の見守り及び介助	作業療法開始及び終了後のエレベーターへの移動を看護補助者と共に行っている								-				
(3) 精神保健福祉士									+ +				
○患者様及びご家族の相談対応	看護部門と協同で行っている								*				
○社会復帰及び退院支援、ケアマネとの調整	主として精神保健福祉士の配属している相談室が行っている								-				
○他科受診の同行、入退院の送迎	ご家族様や病棟が対応できない場合、同行している								-				
○成年行政との連絡、調整													
	 								-				
○入院形態変更時の手続き業務													
○入院時の案内	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								—				
○他科受診の調整	看護部・地域連携室と協同して行っている								—				
(4) 臨床心理士									—				
○外来・病棟患者様のインテーク									>				
○外来・入院患者様のメンタル的サポート	看護師・医師と協同して行っている								—				
○カウンセリング	臨床心理士が行っている												
	H29年8月より当院に入院している患者様に適応する為の勉強会や講義を医師と協同して行った												
○暴力的患者様の対応	外来及び入院患者様が暴力的な態度になった場合、看護部・地域連携室・医事課と協同して 対応を行っている								-				
○H30.7月よりCVPPP委員会の活動開始	暴力の発展防止方法・発展後の対処方法の教育をCVPPP委員会メンバーとして行っている為 多数の看護職員が研修会の講師になる必要がなく、負担軽減になっている ◀			7月	開始 ——				—				
○入院時病棟への案内・誘導	精神保健福祉士と病棟が協同して行っている								+				
(5) 検査室													
○検体スピッツの準備、データを届ける													
○入院時心電図検査	- 臨床検査技師が行っている	_		+					 				
○検体スピッツの補充													
○検査データを台紙に貼付	一部の病棟で実施している(西2・西3)								—				
○検査時の移動	臨床検査技師・看護師が行っている	\vdash							—				
(6) 地域連携室									1				
○他科受診の同行、入退院の送迎	ご家族様や病棟が対応できない場合、同行している								-				
○暴力的患者様の対応	外来及び入院患者様が暴力的な態度になった場合、看護部・医事課・臨床心理士と協同して 対応を行っている												
 ⊙H30.7月よりCVPPP委員会の活動開始				7.	↓ 月開始				—				
○他科受診・入退院の調整	相談室・看護部と協同している								 				
○見学者の調整	地域連携室が行っている												

業務内容	状況・評価	計画									
	1八 亿 。 計工 1回	4月 5	5月 (6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月			
2.看護補助者の配置											
○患者様対応及び介護業務	入浴援助・排泄援助・食事援助等日常生活に関わる業務を行っている										
○患者様対応及び介護業務・メッセンジャー業務	入退院・転出入に関する業務を行っている							-			
○病棟内環境整備	①病棟配属の清掃員と一部清掃業務を委託業社(H29年12月より)へ委託し業務軽減した										
	②看護補助者には、ベッド周囲・パントリー内・汚物庫等最小限にしたことで患者様への関わり 時間を確保した										
○移動、送迎介助	①作業療法室への移動は、看護補助者が行っている										
	②検査室への移動は、臨床検査技師・看護師が行っている										
○作業療法中の患者の見守り・介助	作業療法中の介護職の見守り・介助(西2・西3・西4・西5)をH30年11月から中止した					> 1	1月中止				
○売店購入代行業務	看護補助者が行っている										
○洗濯物取扱い	以前は洗濯物のたたみを何時間もかけて看護補助者が行っていたが、H30年2月よりワタキューへ 全面委託して業務軽減した										
3.妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮											
○夜勤減免制度	四大人。如此成功,不禁证力,不进场以来。在此时,										
○育児短時間勤務	────────────────────────────────────										
○希望時配置転換	状況に応じ対応可										
○院内保育所の設置	H29年5月に院内保育所が設置され、H31年2月13日現在13名の園児が利用中 H31年3月職員復帰にて2名利用追加、更に現在妊娠初期の看護補助者がいる										
4. 夜勤負担の軽減											
○看護職員及び夜勤従事者の増員	①最も重症度の多い療養病棟においては、看護職・看護補助者計3名を配置										
	②そうでない療養病棟は、看護職・看護補助者計2名を配置										
	③一般病棟においては、看護職2名を配置										
	④H29年12月より外来担当病棟には、看護師を1名多く配置した										
○月の夜勤回数の上限設定: 原則月4.5回以内	病棟によって月3回~6回となっているが、看護職員の配置人数によって回数に影響がある為、 看護職員の配置に配慮										
月平均夜勤時間70時間以内	おおむね70時間以内を維持している										
○シフト間隔の確保:夜勤・明け・休みのパターン											
○連続休みの確保	├ おおむね実施出来ている										
○夜勤交代勤務ガイドラインに沿った勤務表作成											
○救急当番日(土・日・祝)事務日直者1名配置	土・日・祝のみ救急当番日に配置しているが、不在時の業務内容の検討が必要										
○看護補助者の増員	H30年4月1日とH31年2月1日を比較すると2名増員している										
○外線電話対応の対応	17:00以降の外線電話を病棟が取っていたが、H29年6月より管理室の守衛者に依頼した ので看護師の業務負担軽減が図られている										
5.その他											
○公休数の増加	H31年4月を目途に現在の公休数を看護師98日から110日、看護補助者90日から110日へ増加する 取り組みを行っている						実施に	ニ向けて準備			